

- ① 協賛委員会への意見の上申。 下新組織への方針の提言。
- ② 共同斗争に對する協賛並に指導。
- ③ 地区校や委員会、産業別協賛委員会、の設立、並にこれらに對する指導・統制。
- ④ 全口協賛委員会に於て決定された産業別組織統一方針に基くこと等の、同 当該地区に於ける産業別組織の方針の模範決定。
- ⑤ 全口的組合會議議決のための、当該地方における諸活動の協賛、並にその運動の指導。
- ⑥ 協賛組合の八校並に本組織大衆に對する働きかけに對する校地。
- ⑦ 地方協賛会等、それらの事業を遂行するため、定期的に会合をもち、互に地方對統一ニノーストを發行する。

八 地區協議委員會の構成並に任務

① 地區校や委員会、大地区協賛会（本報）、東東協賛会（本報）、東部協賛会（本報）、小地区協賛会（本報）、東京江東地区校や委員会、城南地区校や委員会等々（この二種類に於ては、東京、大阪、名古屋等に於ては、大地区校や委員会をハブイ、イ等の任に於て地方協賛委員会が代行する）小地区校や委員会に持つことが出来るし、又、東部、袖戸、東原、長神、横濱、等々に於ては小地区校や委員会をハブイ、大地区校や委員会に持つことが出来る。

② 地區の区劃は、地方協賛委員会に於て決定する。

③ 地區校や委員会の構成

- 一、大地区校や委員会は、当該地区の單獨組合の代表者（支部、支部、分会等）並に地方的組合の支部、分会の代表者、（聯合体の場合は、地区校や委員会の代表者を含む）に於て構成する。
- 二、小地区校や委員会は、各組合の当該地区に於ける、支部、分会の代表者（聯合体の場合は、地区校や委員会の代表者を含む）を協賛組合の支部、分会の代表者、並に、本組織工場従業員代表者の代表者（協賛組合の代表者は、五十名以下の分会二名、五十名以上の分会三名、支部、並に地区校の代表は二名位）
- 三、地區校や委員会の任務は、地區校や委員会に於ける仕事を遂行する。
- 四、当該地区に於ける共同斗争の打ち合せ、並に指導。
- 五、運動方針草案その他の審議、意見の上申。
- 六、七費組合の大衆並に、本組織大衆に對する働きかけ。
- 七、全口的組合會議議決のための、当該地区に於ける活動。
- 八、地區校や委員会は、以上の仕事を遂行するため定期的に分会会をもち、且つ、XX地区對統一ニノーストを發行する。

九 産業別協議委員會の構成並に任務

① 産業別協賛委員会は、地方協賛委員会の決定方針に基き、各地方もしくは、大地区別に、